

議員定数に関する関係法令

地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項 略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもって選挙区とする。

(第7項 略)

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(第9項 略)

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法施行令

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

議員定数に関する関係法令

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、熊本市議会議員の定数は、**48人とする。**

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、**各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。**

中央区 11人

東区 13人

西区 6人

南区 8人

北区 10人

附 則

(平成25年12月25日条例第84号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。